

専門医更新基準第3版と 新共通講習の単位について

中央資格認定委員会
東京女子医科大学腎臓小児科
三浦健一郎

2024年10月26日

1

はじめに

- ・専門医制度整備指針（第三版） 2020年2月
- ・『整備指針（第三版2020年2月版）における「専門医の認定・更新」に関する補足説明』 **一部改訂2023年10月20日、2024年1月19日**

に基づき対応を進めており、今後の注意点を解説します

2

小児科専門医更新に関する今後の注意点

1. 専門医更新基準第3版と新共通講習の必須単位数と項目の増加（2026年更新分から適用）
2. 認定期間の変更
3. 診療実績の証明の免除を廃止（2026年更新分から適用）
4. 学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了（2029年3月31日）
5. 機構のマイページ登録
6. FAQ

3

1. 専門医更新基準第3版と新共通講習の必須単位数と項目の増加 2026年更新分（2026年3月の更新申請）から適用

<専門医更新基準第2版>

③更新単位 50 単位以上（必須）『第 2 号様式』

以下の 4 項目について 5 年間で合計 50 単位以上の取得を求めます。

項 目	取得単位
I 診療実績の証明	10 単位
ii 専門医共通講習	3～10 単位 (このうち 3 単位は必修講習)
iii 小児科領域講習	20 単位以上
iv 学術業績・診療以外の活動実績	0～10 単位

<専門医更新基準第3版>

暫定制度を含むプログラム制で専門医を取得された方
8～10単位（必修講習 8 単位以上）
旧制度で小児科専門医を取得された方
3～10単位（必修講習3単位以上）

4

1. 専門医更新基準第3版と新共通講習の必須単位数と項目の増加 2026年更新分（2026年3月の更新申請）から適用

＜専門医更新基準第3版＞（機構承認済み、小児科学会HP掲載済み）

ii) 専門医共通講習（受講証による証明）『第6号様式』

暫定制度を含むプログラム制で小児科専門医を取得された方（8～10単位が必要）

必修8項目（必修講習Aの3単位+必修講習Bの5単位の合計8単位）をそれぞれ1単位以上含むことが必要です。

例）必修講習A（医療安全、感染対策、医療倫理）を各1単位+必修講習B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済、両立支援）を各1単位の合計8単位取得

機構のHPで受講可能（有料）：小児科学会（生涯教育・専門医育成委員会）でJPS専門医オンライン・セミナーのコンテンツを作成中

旧制度で小児科専門医を取得された方（3～10単位が必要）

必修3項目（必修講習Aの3単位）をそれぞれ1単位以上含むことが必要です。

例）必修講習A（医療安全、感染対策、医療倫理）を各1単位、合計3単位を取得



2. 認定期間の変更

小児科学会HP（専門医にゆ～す No.22）に掲載済み

2022年8月 日本専門医機構から認定期間を全基本領域4月1日に統一するよう通知

	現在の認定期間	次回更新申請	次回更新後の認定期間	次々回更新申請
①	2019/10/1～2024/9/30	2024/3 ※このまま	2024/10/1～2030/3/31	2029/9
②	2020/10/1～2025/9/30	2025/3 ※このまま	2025/10/1～2031/3/31	2030/9
③	2021/10/1～2026/9/30	2026/3 ※このまま	2026/10/1～2032/3/31	2031/9
④	2022/10/1～2027/9/30	2027/3 ※このまま	2027/10/1～2033/3/31	2032/9
⑤	2023/10/1～2029/9/30	2028/9	2029/4/1～2034/3/31	2033/9

認定期間が
5年半となる

2028年から、更新申請が9月になる



3. 診療実績の証明の免除を廃止 2026年更新分（2026年3月の更新申請）から適用

『整備指針（第三版2020年2月版）における「専門医の認定・更新」に関する補足説明』
一部改訂（2023年10月20日、2024年1月19日）より

- ・連続して複数回の更新を経た専門医であっても、専門医として国民から期待される、十分な診療技能と最新情報に更新された知識に基づいて総合的な判断を行う能力を担保するため、**原則として診療実績の証明の免除は行わない。**
- ・従来通りの診療実績の証明以外の方法としては、補足説明にあるC. 自己学習の利用を推奨する。この場合であっても適切な診療能力の獲得の確認を目的とした筆記試験等の併用（open book examinationやe-testingを含む）が望ましい。

→生涯教育・専門医育成委員会にJPS専門医オンライン・セミナーのコンテンツ作成を依頼中

9

3. 診療実績の証明の免除を廃止 2026年更新分（2026年3月の更新申請）から適用

『整備指針（第三版2020年2月版）における「専門医の認定・更新」に関する補足説明』
一部改訂（2023年10月20日、2024年1月19日）より

- ・連続して複数回の更新を経た専門医であっても、専門医として国民から期待される、十分な診療技能と最新情報に更新された知識に基づいて総合的な判断を行う能力を担保するため、**原則として診療実績の証明の免除は行わない。**
- ・従来通りの診療実績の証明以外の方法としては、補足説明にあるC. 自

2026年更新分（2026年3月更新申請）から適用
（小児科領域専門医更新基準改訂第3版では未対応→今後改訂予定）

→生涯教育・専門医育成委員会にJPS専門医オンライン・セミナーのコンテンツ作成を依頼中

10

4. 学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了 (2029年3月31日) 厚生労働省医政局総務課、同医事課、同歯科保健課 令和6年3月29日通知

基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を
広告可能とする経過措置の終了について

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師 16 団体 16 資格・・・（中略）・・・については、令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省告示第 347 号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされていました。

令和 6 年 3 月 25 日に開催された「第 3 回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、当該資格に関する経過措置については、令和 11 年 3 月 31 日をもって終了することとされました（なお、令和 11 年 3 月 31 日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師又は歯科医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して 5 年間に限り、広告可能とされました）。この経過措置の終了により、令和 11 年 4 月 1 日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

11

4. 学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了 (2029年3月31日) 厚生労働省医政局総務課、同医事課、同歯科保健課 令和6年3月29日通知

基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を
広告可能とする経過措置の終了について

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師 16 団体 16 資格・・・（中略）・・・については、令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省告示第 347 号附則に基づく経過措置として、

旧制度の小児科専門医は広告できなくなる

令和 6 年 3 月 25 日に開催された「第 3 回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、当該資格に関する経過措置については、令和 11 年 3 月 31 日をもって終了することとされました（なお、令和 11 年 3 月 31 日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師又は歯科医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して 5 年間に限り、広告可能とされました）。この経過措置の終了により、令和 11 年 4 月 1 日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

12

5. 専門医機構のマイページ登録（JMSB Online System）

専門医更新時に登録するよう連絡がある。決済もこのシステムで行う必要がある。

13

6. FAQ

14

Q.更新の猶予は？



A. 更新基準を満たすことができない場合、更新猶予申請書に理由を記載して提出し、小児科専門医委員会と機構専門医認定・更新委員会で承認された場合、1年間更新を猶予することができる。

猶予期間中も機構専門医資格を維持することができる。ただし、次の更新時は4年間の単位で申請することになる。

※旧制度の専門医が新制度で更新をしようとする場合、猶予の規定はないので注意。

15

Q.専門医資格を喪失したら？

A.

- 何らかの事情で更新できなかった場合には、理由書を提出



- 領域専門医委員会および専門医機構の専門医認定・更新部門委員会の審査を受ける

<専門医資格喪失後1年以内の場合>

- 本来の更新時期から1年以内に更新基準を満たし、理由書を提出することにより専門医資格を回復できる。
- 資格喪失後回復までの期間は専門医ではない。

<専門医資格喪失後1年以上を経過している場合>

- 5年後に更新基準を満たし、理由書を提出することにより専門医資格を回復できる。次回の更新までの期間で単位の取得はできる。
- この5年間で、専門医資格はない。

16

Q. 更新単位について：現地開催＋オンデマンド配信の学会/研究会の場合、講習会の単位をオンデマンド配信のみに付けることは可能か？

A. 可能です。

ただし、

- 1) 本来、現地聴講後に再度オンデマンドで視聴しなければならない理由は乏しい
- 2) 現地聴講後の単位発行を希望する学会員の声が多い



できるだけ**現地開催の受講についての単位申請**をお願いします。